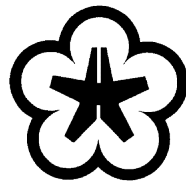


公衆街路灯に係る手続きガイド



令和8年10月

北九州市
技術監理局技術管理課

本ガイドは、本市に設置している公衆街路灯（道路照明灯・街路灯・生活街路灯・防犯灯等）における、電力契約手続き手順や確認方法等の標準化を目的に策定したものです。

策定にあたっては、実務上の課題整理や手順に関する協議を行うため、関係部署によるワーキングを開催し、現場の実情に即した検討を重ねてまいりました。

今後、公衆街路灯の新設、改修、移設、撤去などの工事等を行うにあたっては、本ガイドを参考に工事担当課や管理部署等にて契約内容の確認を徹底することで、電力契約の適正化に努めていただくをお願いします。

なお、公衆街路灯の電力契約を適正に維持する上で、台帳管理は根幹をなすものです。現場の実情を正確に把握することは各所属の責務であると認識し、適切な管理を行ってください。

目 次

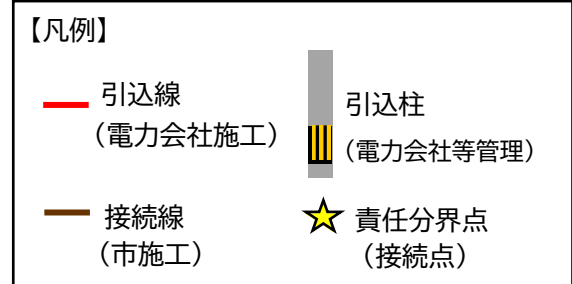
1. 公衆街路灯の基本事項	2
(1) 責任分界点	2
(2) 契約の単位・契約種別	3
(3) 公衆街路灯以外の契約	4
(4) 契約手続きの種類（申請区分）	4
2. 工事内容ごとの手続き	5
(1) 単独照明の場合	5
(2) 接続照明の場合	6
(3) 分電盤ごとの場合	8
3. 電力契約手続きの手順	10
(1) 新規契約	10
(2) 変更契約	13
(3) 契約廃止	16
4. 注意事項	19
5. 参考資料	20

1. 公衆街路灯の基本事項

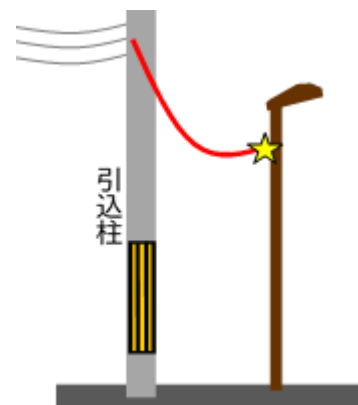
(1) 責任分界点

公衆街路灯の電力引込については、主に以下の方法にて引き込まれており、それぞれの電力会社との責任分界点は下図に示すとおりです。

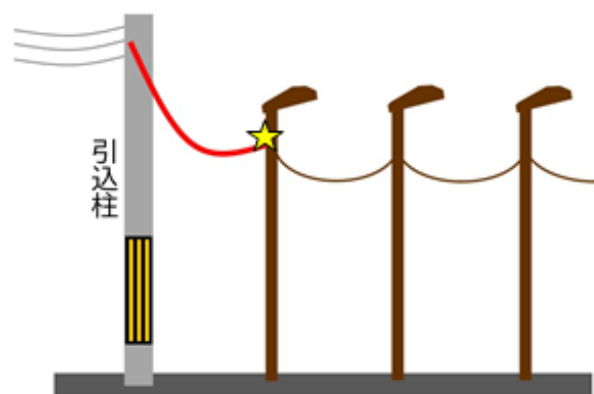
① 架空引込の場合



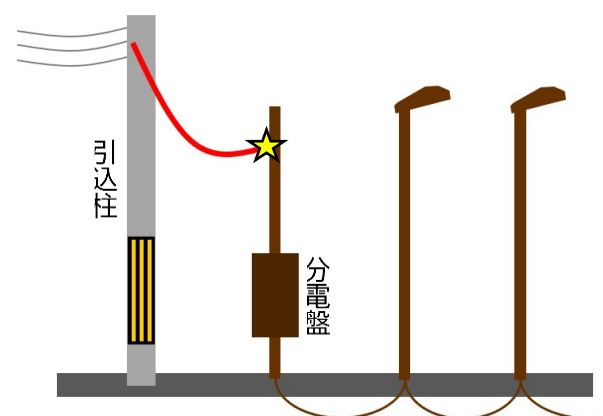
a. 電柱共架



b. 単独照明柱

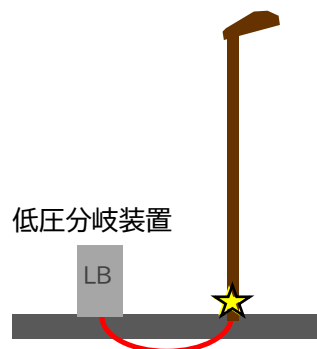


c. 連接照明柱

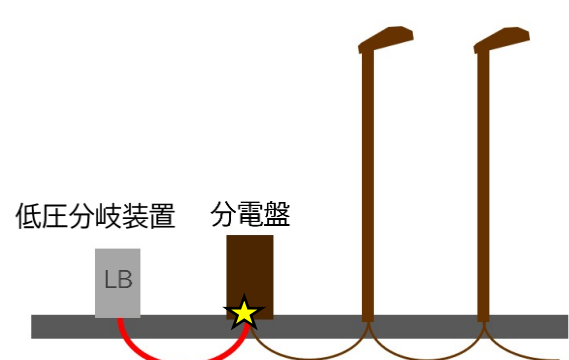


d. 分電盤引込

② 地中引込の場合



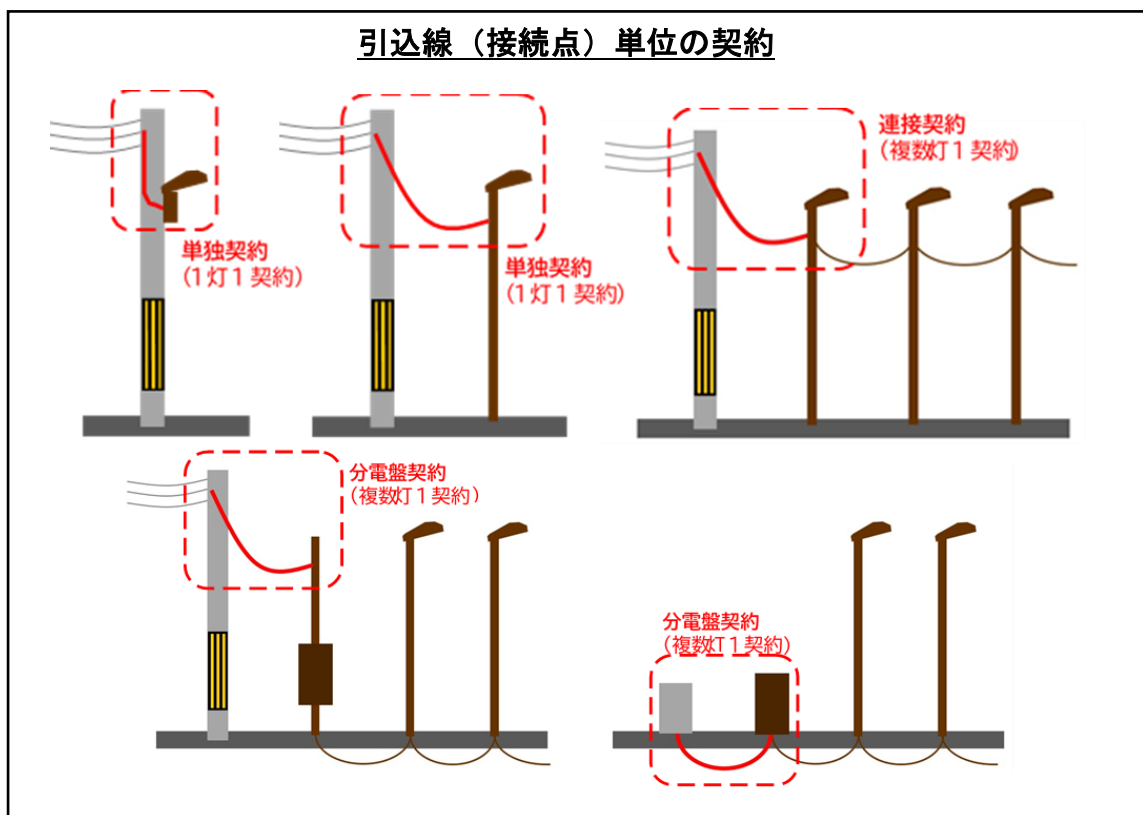
e. 単独照明柱



f. 分電盤引込

（２）契約の単位・契約種別

公衆街路灯の電力契約は使用する灯具の電力容量に応じ契約種別は異なりますが、電力契約の単位は引込線ごとに契約が基本となります。



道路照明灯・街路灯・生活街路灯・防犯灯などの契約プランは、「公衆街路灯」が基本となります。契約種別は以下のとおりです。

①公衆街路灯A

- ・ 公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知器灯、消火栓標識灯、交通信号灯、海空路標識灯、その他これに準ずる電灯もしくは小型機器を使用するもの。
- ・ 契約容量が1kVA未満であるもの
- ・ 機器の総容量に対応した定額制

②公衆街路灯B

- ・ 公衆街路灯を使用する需要で公衆街路灯Aが適用できないもの
- ・ 契約容量が1kVA以上かつ50kVA未満
- ・ 電力量計による従量制

【参考】公衆街路灯A料金表（R8年7月現在）

区分		単位	単価[円]
需要家料金		1 契約	49.50
電灯料金	10W まで	1 灯	90.03
	20W まで	1 灯	138.30
	40W まで	1 灯	234.78
	60W まで	1 灯	332.35
	100W まで	1 灯	525.34
	100W 超過 100W ごと	1 灯	525.34
小型機器 料金	50VA までの機器	1 機器	233.75
	100VA までの機器	1 機器	358.57
	100VA 超過 50VA まで	1 機器	179.85

【参考】公衆街路灯 B 料金表（R8年7月現在）

区分	単位	単価[円]
基本料金	1 kVA	288.74
電力量料金	1 kWh	17.66
最低月額料金	1 契約	324.05

出典：九州電力（株）「特定小売供給約款 2026.4.1」

【参考】公衆街路灯契約の適用可否

適用可	道路の照明、公園の照明、地下道・トンネルの照明、不特定多数の人の交通安全に直接資するもの（交通情報板、道路情報表示灯）など
適用不可	公衆電話、駐車場誘導情報板、バス停、公衆便所の照明、大気汚染表示板、交通事故自動記録装置、視覚障害者誘導システム、など

（３）公衆街路灯以外の契約

- ・ 定額電灯 主に看板灯等の電気を使用する場合（400VA 以下）（集合住宅の共用灯、看板灯）
- ・ 従量電灯 同一盤内に、自動点滅器やタイマー（日没～日の出）による制御を行わない
電力負荷を含む場合（電力量計による従量制、イベント用コンセントなど）

（４）契約手続きの種類（申請区分）

電力の契約の手続きには、以下の４つのパターンがあります。

- ① **新規**：電力会社が引込線を新たに接続する際に必要
- ② **変更**：灯具の消費電力や灯数など、契約容量が変わる際に必要
- ③ **廃止**：電力会社が引込線を撤去する際に必要
- ④ **修正**：契約名義や住所など、契約の情報を修正する際に必要

2. 工事内容ごとの手続き

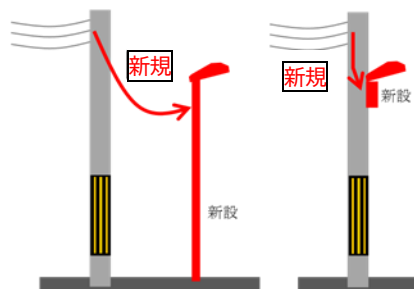
各種照明灯の工事内容に応じて、必要な契約の手続きを以下に示します。

なお、既存契約内容や施工状況により以下によらない場合もありえるため、不明な点等あれば施工業者、電力会社、照明灯管理部署等に確認を行ってください。

(1) 単独照明の場合

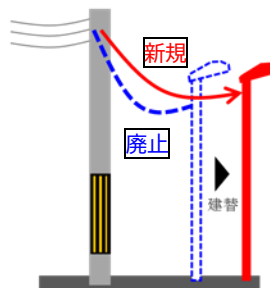
①新設工事

- 新しい照明灯を設置後、電力会社が引込線を接続するため、**新規契約**が必要となる。



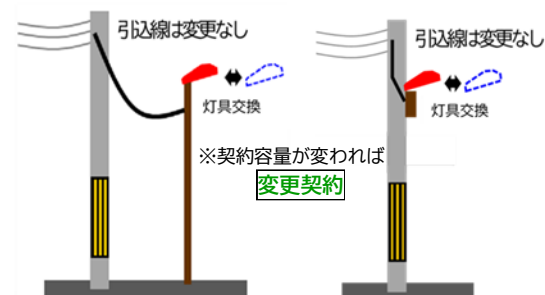
②柱建替工事

- 既存の照明灯を撤去する前に、電力会社が引込線を撤去するため、**契約廃止**が必要となる。
- 新しい照明灯を設置後、電力会社が引込線を接続するため、**新規契約**が必要となる。



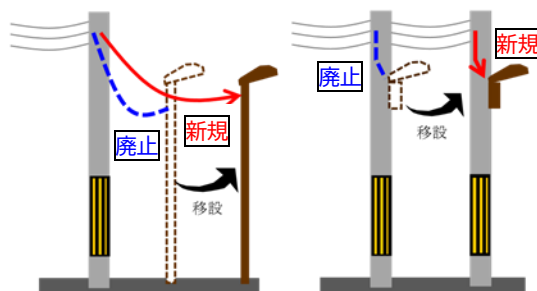
③灯具交換工事（LED化など）

- 灯具のみの交換であれば、電力会社の引込線に変更は生じない。
- 交換する灯具の契約容量に変更が無ければ、手続き不要。
- 交換する灯具の契約容量が変更になる場合は、**変更契約**が必要となる。



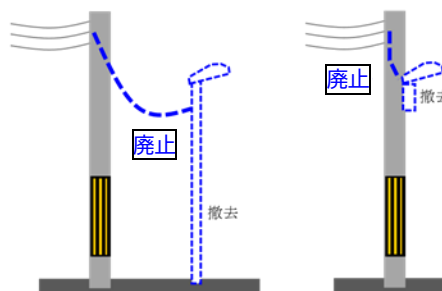
④移設工事

- 既存の照明灯を撤去する前に電力会社が引込線を撤去するため、**契約廃止**が必要となる。
- 移設先に照明灯を再設置後電力会社が引込線を接続するため、**新規契約**が必要となる。



⑤撤去工事

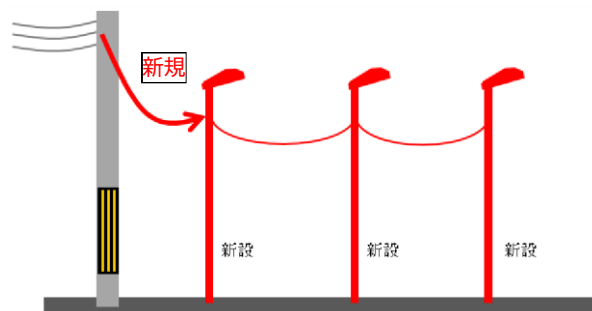
- 既存の照明灯を撤去する前に電力会社が引込線を撤去するため、**契約廃止**が必要となる。



(2) 接続照明の場合

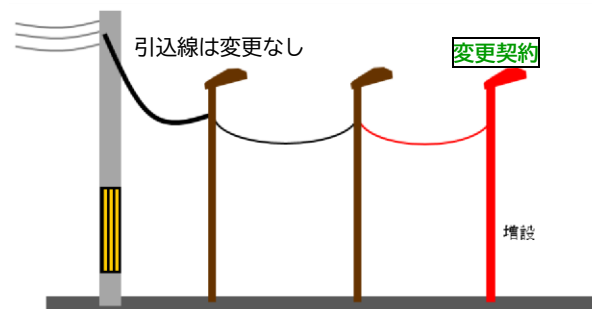
①新設工事

- ・新しい照明灯を設置後
電力会社が引込線を接続するため、**新規契約**が必要となる。



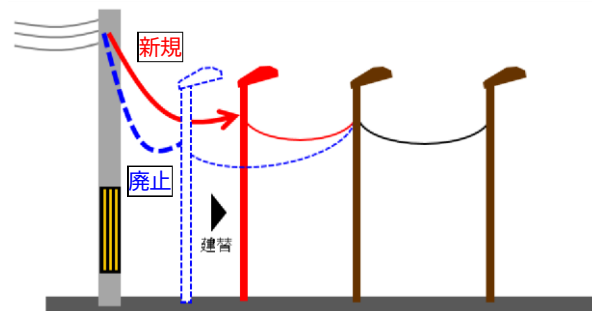
②増設工事

- ・接続系統への増設であれば、電力会社の引込線は、一般的に変更は生じない。
- ・照明灯を増設する場合、
契約灯数に変更が生じるため、**変更契約**が必要となる。



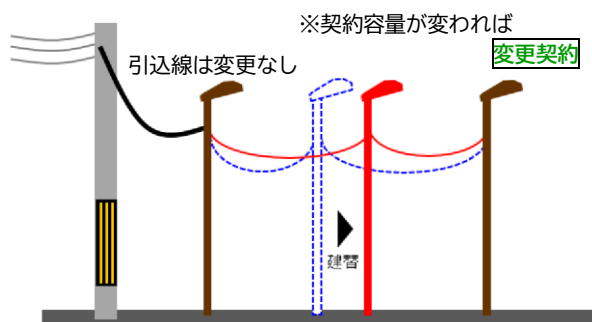
③柱建替工事（接続1灯目の場合）

- ・既存の照明灯を撤去する前に、
電力会社が引込線を撤去するため、**契約廃止**が必要となる。
- ・新しい照明灯を設置後、
電力会社が引込線を接続するため、**新規契約**が必要となる。



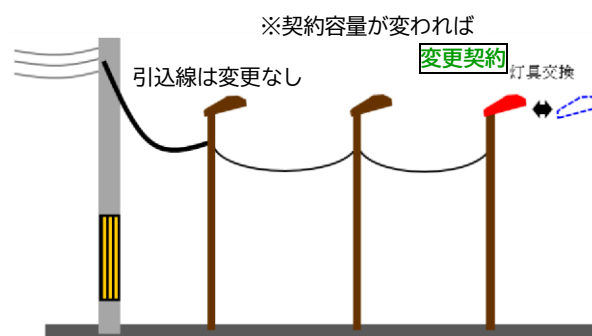
④柱建替工事（接続2灯目以降の場合）

- ・接続2灯目以降の柱建替であれば
電力会社の引込線に変更は生じない。
- ・交換する灯具の契約容量に変更が
無ければ、手続き不要。
- ・交換する灯具の契約容量が変更になる場合は、
変更契約が必要となる。



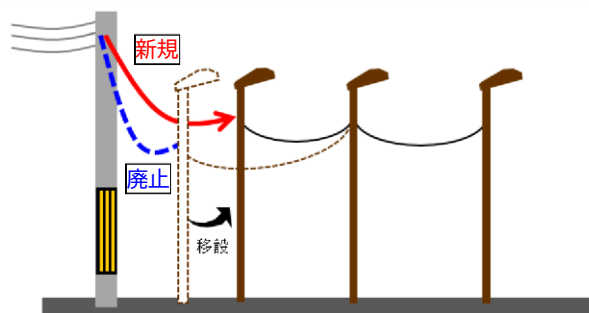
⑤灯具交換工事（LED化など）

- ・灯具のみの交換であれば、
電力会社の引込線に変更は生じない。
- ・交換する灯具の契約容量に変更が
無ければ、手続き不要。
- ・交換する灯具の契約容量が変更になる場合は、
変更契約が必要。



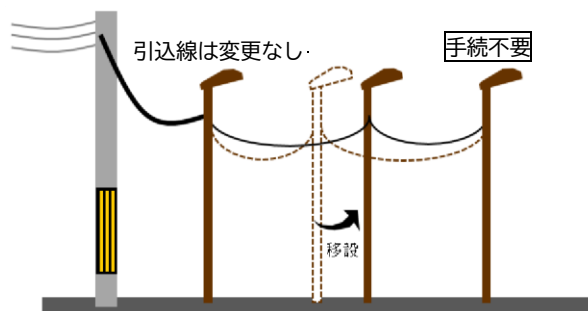
⑥移設工事（接続 1 灯目の場合）

- ・ 既存の照明灯を撤去する前に
電力会社が引込線を撤去するため、
契約廃止が必要となる。
- ・ 移設先に照明灯を再設置後
電力会社が引込線を接続するため、
新規契約が必要となる。



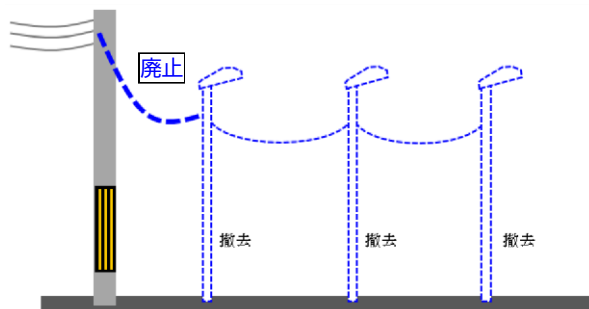
⑦移設工事（接続 2 灯目以降の場合）

- ・ 接続 2 灯目以降の移設であれば
電力会社の引込線に変更は生じない。
- ・ 契約容量に変更が生じないため、
手続き不要。



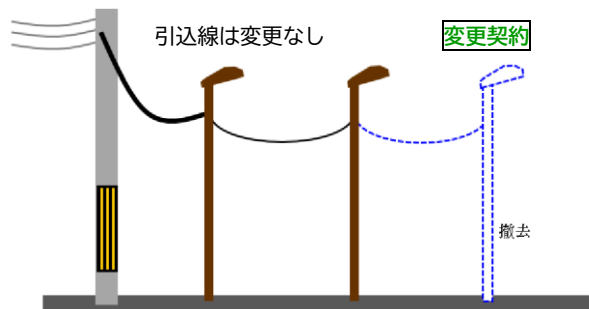
⑧撤去工事（接続全て撤去の場合）

- ・ 既存の照明灯を撤去する前に
電力会社が引込線を撤去するため、
契約廃止が必要となる。



⑨撤去工事（接続 2 灯目以降の撤去の場合）

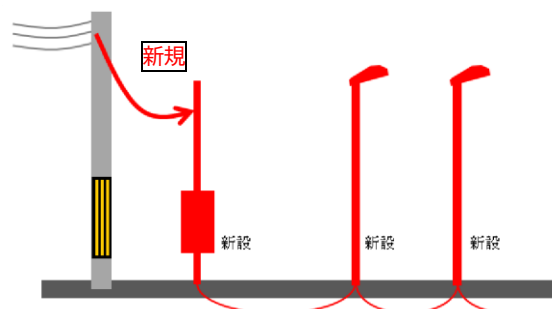
- ・ 既存の接続契約の灯数に変更が生じるため、
変更契約が必要となる。



(3) 分電盤ごとの場合

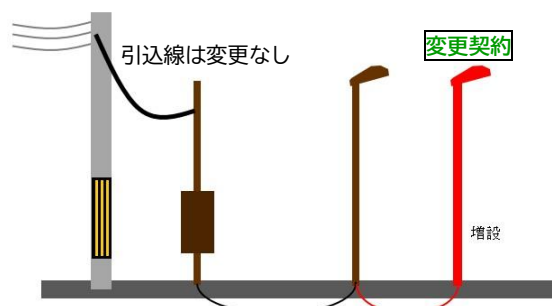
①新設工事

- ・新しく設置した分電盤に
電力会社が引込線を接続するため、
新規契約が必要となる。



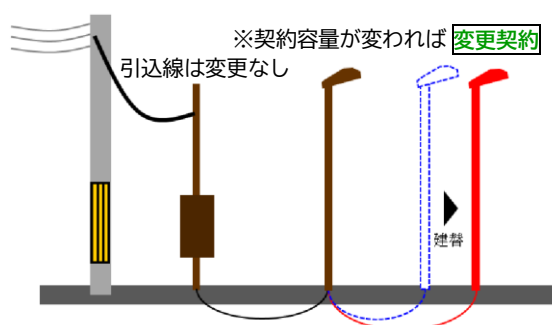
②増設工事

- ・分電盤系統への増設であれば、
電力会社の引込線に変更は生じない。
- ・照明灯を増設する場合、
契約灯数に変更が生じるため、
変更契約が必要となる。



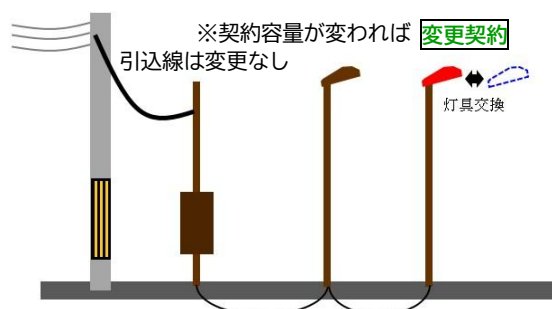
③柱建替工事

- ・分電盤系統の柱建替であれば
電力会社の引込線に変更は生じない。
- ・交換する灯具の契約容量に変更が無ければ、
手続き不要。
- ・交換する灯具の契約容量が変更になる場合は、
変更契約が必要となる。



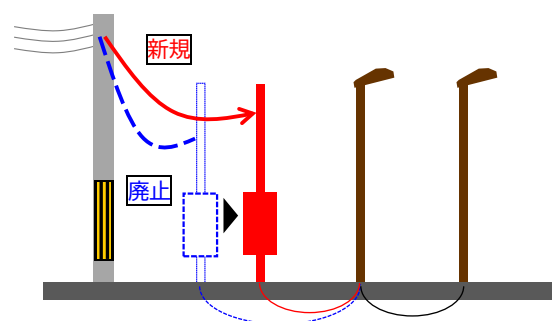
④灯具交換工事 (LED 化など)

- ・灯具のみの交換であれば、
電力会社の引込線に変更は生じない。
- ・交換する灯具の契約容量に変更が無ければ、
手続き不要。
- ・交換する灯具の契約容量が変更になる場合は、
変更契約が必要となる。



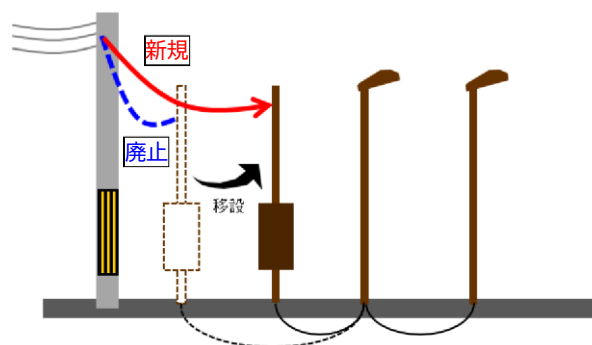
⑤分電盤交換工事

- ・既設の分電盤を撤去する前に、
電力会社が引込線を撤去するため、
契約廃止が必要となる。
- ・新しい分電盤を設置後、
電力会社が引込線を接続するため、
新規契約が必要となる。



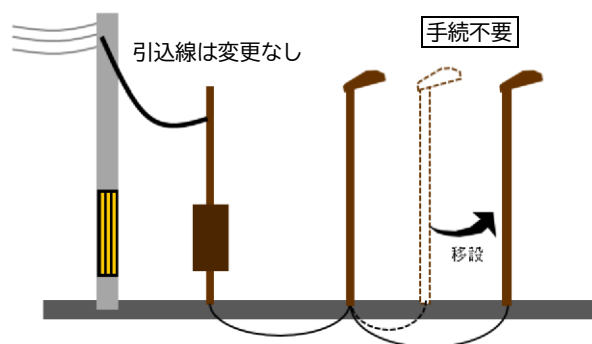
⑥移設工事（分電盤を移設の場合）

- ・既存の分電盤を撤去する前に、電力会社が引込線を撤去するため、**契約廃止**が必要となる。
- ・移設先に分電盤を再設置後電力会社が引込線を接続するため、**新規契約**が必要となる。



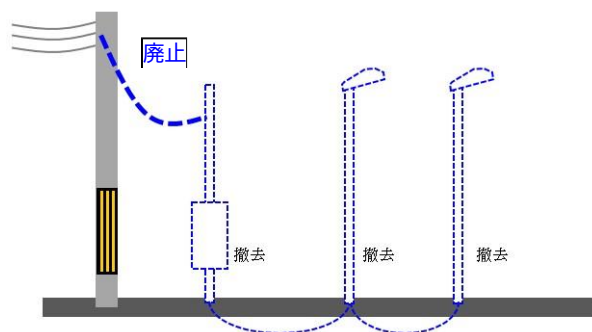
⑦移設工事（照明灯のみ移設の場合）

- ・照明灯のみの移設であれば電力会社の引込線に変更は生じない。
- ・契約容量に変更が生じないため、**手続不要**。



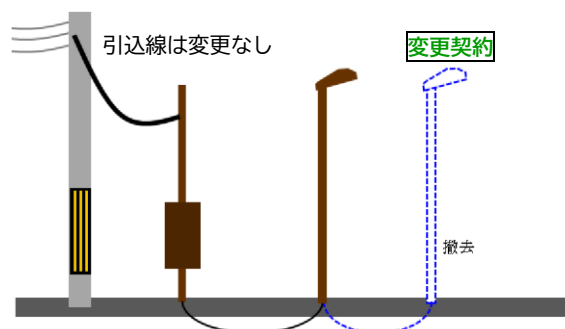
⑧撤去工事（分電盤を含む撤去）

- ・既存の分電盤を撤去する前に電力会社が引込線を撤去するため、**契約廃止**が必要となる。



⑨撤去工事（照明灯のみ撤去）

- ・既存の分電盤契約の灯数変更により契約容量が変更となるため、**変更契約**が必要となる。



① 事前協議

- ・工事担当課（事業担当課）は、将来的に当該施設を引き継ぐ照明灯管理部署に、事業概要（照明灯の設置箇所、数量、時期等）を協議する。

② 工事発注

- ・工事担当課は、照明灯の工事を行う場合、特記仕様書・現場説明書等に電力契約手続きに関する内容を明示する。（工事受注者が手続きすることを明示）

（特記仕様書・現場説明書明示例）

- ・〇〇灯に関する工事を行う際に必要となる電力会社への諸手続きについては、「公衆街路灯に係る手続きガイド（最新版）」に基づき、工事受注者において確実に実施すること。
- ・工事受注者は、工事に伴い必要な電力契約手続き（新規契約・契約変更・契約廃止等）について、現地等を十分確認のうえ、申込書を作成し、事前に工事担当課の確認を受けること。

③管理番号等の発行

- ・工事担当課は、照明灯管理部署に、新設する照明灯の管理番号等の発行を依頼する。
- ・照明灯管理担当は、発行した管理番号及びご契約名義、ご使用場所、お支払い名義、ご使用用途など契約に必要となる情報を工事担当課に伝える。

④契約手続き準備の指示、申込書(確認用)の作成

- ・工事担当課は、新規発行された管理番号等を工事受注者に指示書等の書面（参考資料①）にて伝え、申込書(確認用)の作成を指示する。
- ・工事受注者は、現地(引込柱番号等)を十分確認のうえ、工事打合せ簿及び申込書（確認用）を作成して工事担当課へ提出する。（参考資料④⑤）

⑤申込書(確認用)の確認、手続き指示

- ・工事担当課は、申込書(確認用)の記載内容に間違いが無いか確認して決裁を取ったあと、照明灯管理部署へ送付して合議を受け、工事受注者へ本手続きの指示を行う。

⑥新設申請(WE B)

- ・工事受注者は、工事担当課の確認を受けた申込内容にて、電力会社へWE B（らくらくネットなど）にて新設の申請を行う。

⑦工事の実施、完了、完成届提出

- ・工事受注者は、工事が完了したら電力会社へWE Bにて完成届を提出する。

⑧引込線の施工、送電

- ・完成届を受理した電力会社により引込線の施工が行われる。
- ・電力会社施工後、工事受注者は点灯確認を行うなどして、電力会社から送電されていることを確認する。また、申請した引込柱番号から引込線が敷設されていることを確認する。

⑨電気ご使用申込書・台帳の提出、確認、格納

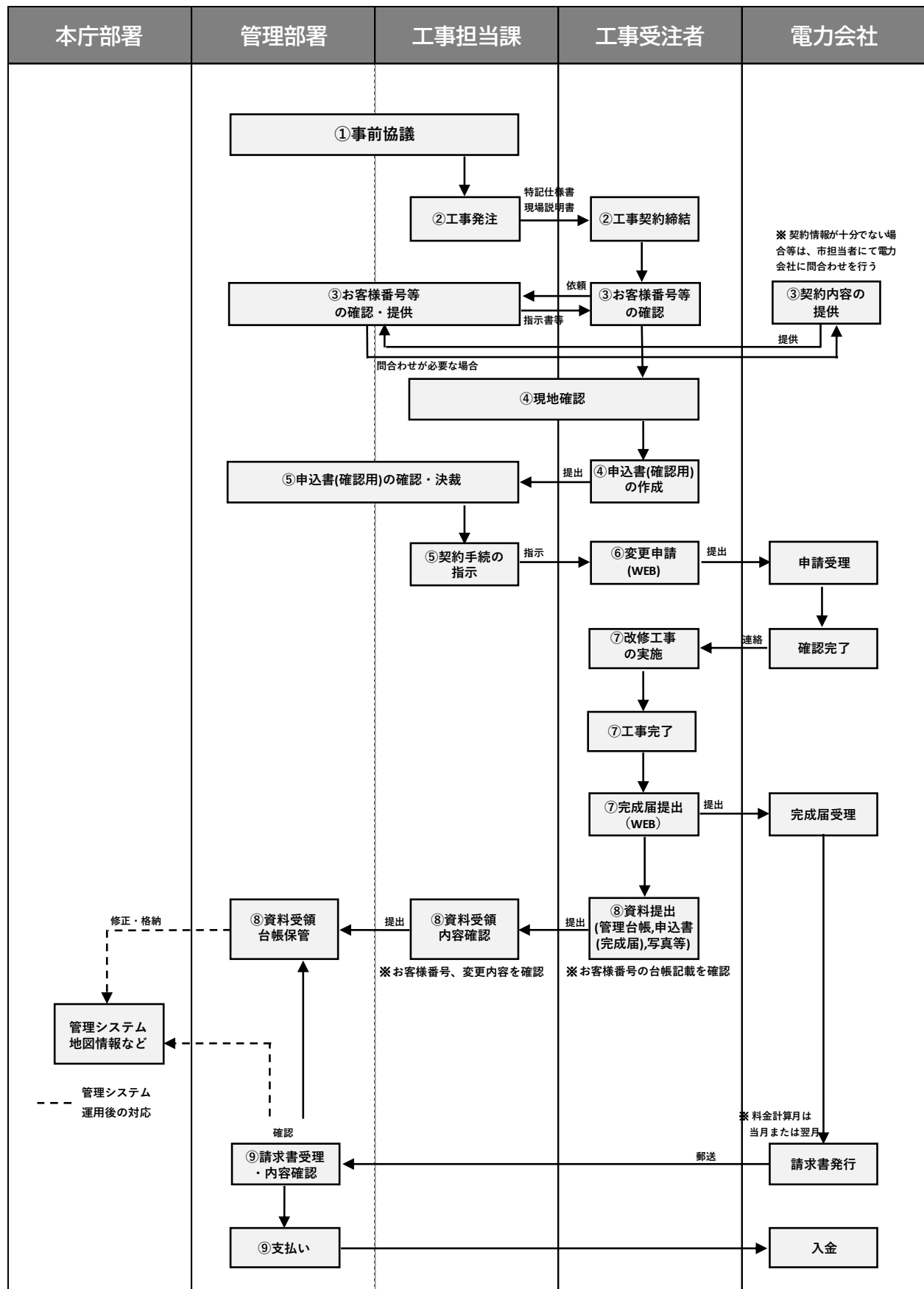
- ・工事受注者は、工事完成時に提出する完成図書に「電気ご使用申込書（完成届）」（参考資料⑥）、「管理台帳」、「引込柱番号が確認できる写真」を添付して工事担当課へ提出する。
※電気ご使用申込書に記載のお客様番号が、管理台帳に記入されていることを必ず確認する。
- ・工事担当課は、提出された上記資料の内容を確認のうえ、照明灯管理部署へ引き渡す。
※申込時と引込柱が変わっている場合があるため、電気ご使用申込書と引込柱写真にて相違のないことを確認する。
- ・照明灯管理部署は台帳情報を管理システムや GIS 等に追加・格納する。（管理システム準備中の場合は後日追加・格納）電気ご使用申込書は契約が廃止されるまで保管する。

⑩請求書の内容確認、支払い

- ・料金支払担当は、電力会社から届いた請求書を受理したら請求内容を台帳等にて確認後、支払い手続きを行う。

(2) 変更契約

※標準的なフローのため、これによらない場合は別途検討・協議すること



①事前協議

- ・工事担当課（事業担当課）は、照明灯管理部署に工事概要（照明灯の設置箇所、数量、時期等）を協議する。

②工事発注

- ・工事担当課は、道路照明灯の工事を行う場合、特記仕様書・現場説明書等に電力契約手続きに関する内容を明示する。（工事受注者が手続きすることを明示）

（特記仕様書・現場説明書明示例）

- ・〇〇灯に関する工事を行う際に必要となる電力会社への諸手続きについては、「公衆街路灯に係る手続きガイド（最新版）」に基づき、工事受注者において確実に実施すること。
- ・工事受注者は、工事に伴い必要な電力契約手続き（新規契約・契約変更・契約廃止等）について、現地等を十分確認のうえ、申込書を作成し、事前に工事担当課の確認を受けること。

③お客様番号等の確認、提供

- ・工事受注者は工事担当課に、工事を行う照明灯に該当するお客様番号、契約名義などの契約情報の提供を依頼する。
- ・工事担当課は、照明灯管理部署に契約情報を確認し、変更対象の照明灯に関するお客様番号・契約名義などを指示書等の書面（参考資料②）にて工事受注者に正確に伝える。
- ・工事受注者に伝える契約情報が十分でない場合や、公衆街路灯B契約の内容（灯数等）がわからない場合は、市担当者が電力会社に問い合わせを行う。

（九州電力コールセンター 小倉 0120-639-451 八幡 0120-639-452）

④現地確認、申込書（確認用）の作成

- ・工事受注者（必要があれば工事監督員）は、市から入手した契約情報を基に、現地確認を行ったうえで、工事打合せ簿及び申込書（確認用）を作成して工事担当課へ提出する。（参考資料④⑤）

⑤申込書（確認用）の確認、手続の指示

- ・工事担当課は、申込書（確認用）の記載内容に間違いが無いか確認して決裁を取ったあと、照明灯管理部署へ送付して合議を受け、工事受注者へ本手続きの指示を行う。

⑥変更申請（WEB）

- ・工事受注者は、工事担当課の確認を受けた申込内容にて、電力会社へWEB（らくらくネットなど）にて変更の申請を行う。

⑦工事の実施、完了、完成届提出

- ・工事受注者は、照明灯の工事を行い、工事が完了したら電力会社へ完成届を提出する。

⑧電気ご使用申込書・台帳の提出、確認、格納

- ・工事受注者は、工事完成時に提出する完成図書に「電気ご使用申込書（完成届）」（参考資料⑥）、「管理台帳」を添付して工事担当課へ提出する。

※電気ご使用申込書に記載のお客様番号が、管理台帳に記入されていることを必ず確認する。

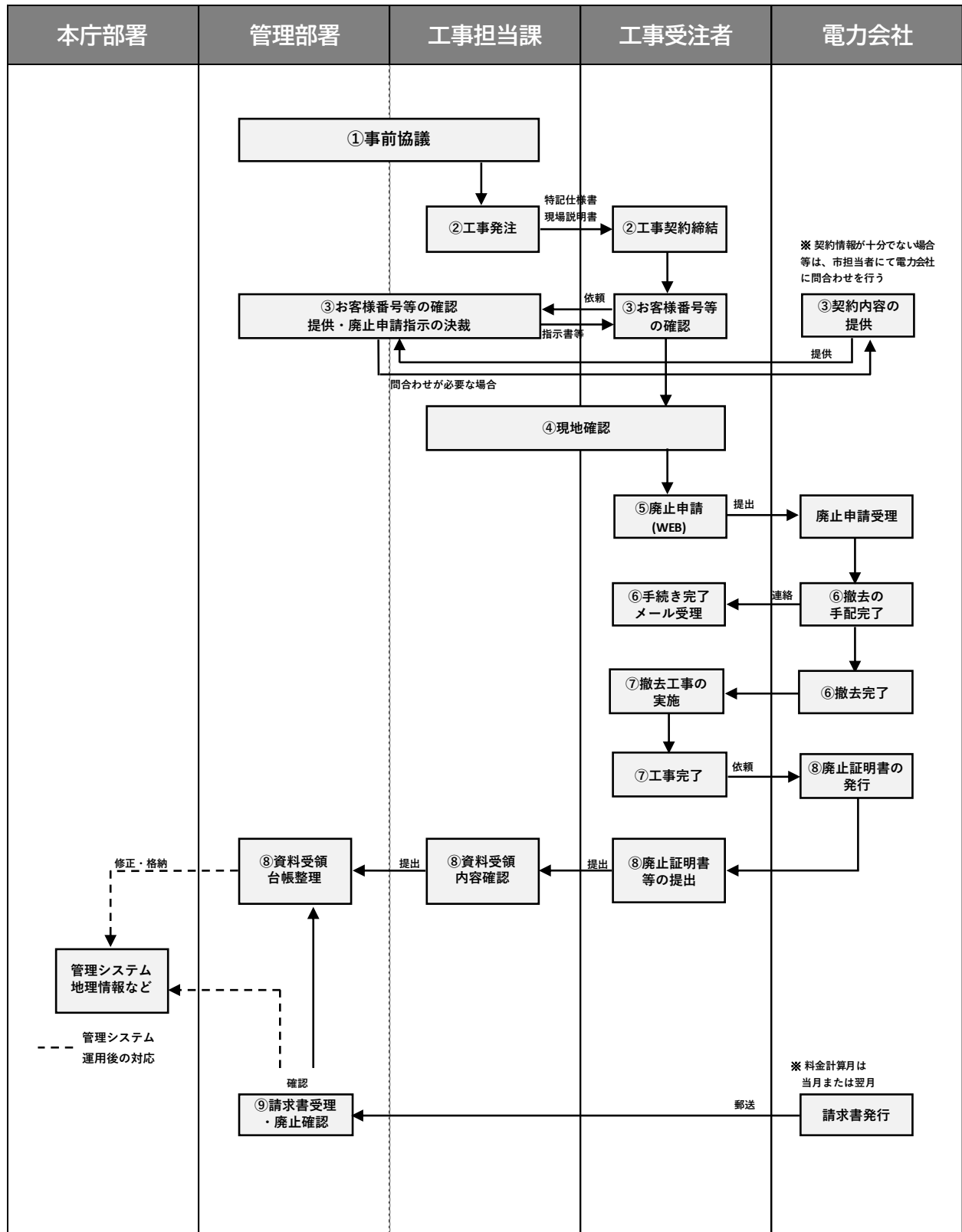
- ・工事担当課は、提出された上記資料の内容を確認のうえ、照明灯管理部署へ引き渡す。
- ・照明灯管理部署は台帳情報を管理システムや GIS 等に追加・格納する。（管理システム準備中の場合は後日追加・格納）電気ご使用申込書は契約が廃止されるまで保管する。

⑨請求書の内容確認、支払い

- ・料金支払担当は、電力会社から届いた請求書を受理したら請求内容を台帳等にて確認後、支払い手続きを行う。

(3) 契約廃止

※標準的なフローのため、これによらない場合は別途検討・協議すること



①事前協議

- ・工事担当課（事業担当課）は、照明灯管理部署に工事概要（照明灯の廃止箇所、数量、時期等）を協議する。

②工事発注

- ・工事担当課は、照明灯の工事を行う場合、特記仕様書・現場説明書等に電力契約手続きに関する内容を明示する。（工事受注者が手続きすることを明示）
- ・通年契約の委託や緊急工事、別工事の変更にて照明灯の撤去が必要な場合は、指示書にて電力契約手続きに関する内容を明示する。

（特記仕様書・現場説明書明示例）

- ・〇〇灯に関する工事を行う際に必要となる電力会社への諸手続きについては、「公衆街路灯に係る手続きガイド（最新版）」に基づき、工事受注者において確実に実施すること。
- ・工事受注者は、工事に伴い必要な電力契約手続き（新規契約・契約変更・契約廃止等）について、現地等を十分確認のうえ、申込書を作成し、事前に工事担当課の確認を受けること。

③お客様番号等の確認、提供、廃止申請指示の決裁

- ・工事受注者は工事担当課に、工事を行う照明灯に該当する契約情報の提供を依頼する。
- ・工事担当課は、照明灯管理部署に契約情報を確認し、廃止対象の照明灯に関するお客様番号・契約名義などを指示書等にて決裁を取り、書面（参考資料③）にて工事受注者に正確に伝え、廃止申請の指示を出す。
- ・工事受注者に伝える契約情報が十分でない場合や、公衆街路灯B契約の内容（灯数等）がわからない場合は、市担当者が電力会社に問い合わせを行う。

（九州電力コールセンター 小倉 0120-639-451 八幡 0120-639-452）

④現地確認

- ・工事受注者（必要があれば工事監督課）は、市から入手した契約情報を基に、現地確認を行う。

⑤廃止申請（WEB）

- ・工事受注者は、入手した情報を基に電力会社へWEB（電気供給設備の撤去）にて廃止申請を行う。（参考資料⑦）

※電話での廃止申請は、原則行わない。

⑥撤去の手配完了

- ・廃止申請を受理した電力会社より「電気供給設備撤去 お手続き完了のお知らせ」メールが工事受注者に届き、申請した撤去希望日時に引込線の撤去工事が行われる。

⑦工事の実施、完了

- ・工事受注者は引込線が撤去されていることを確認のうえ、照明灯の撤去工事を行う。

⑧廃止証明書の提出、確認、台帳整理

- ・工事受注者は、工事完成時に提出する完成図書に廃止証明書を添付して工事担当課へ提出する。

(参考資料⑧) ※廃止証明書はコールセンターへ発行依頼が必要。

(九州電力コールセンター 小倉 0120-639-451 八幡 0120-639-452)

- ・工事担当課は、提出された廃止証明書を確認のうえ、照明灯管理部署へ引き渡す。
- ・照明灯管理部署は撤去照明の台帳、管理システム、GIS 等の整理を行う。

⑨請求書の内容確認

- ・料金支払担当は、電力会社からの請求書を受領後、適切に契約廃止されていることを確認する。

4. 注意事項

- (1) 契約に必要となる「ご契約名義」、「お支払先情報」、「ご使用用途」等は、各部署において統一したルールを定めて運用してください。
- (2) 管理台帳は電力契約情報を照会できるように、お客様番号・引込柱番号などの必要事項を記載してください。
- (3) 新規・変更の申込書は契約状況を証明する重要な書類です。必ず工事事績とは別に適切に保管してください。
- (4) 3. 電力契約手続きの手順には、標準的なフローを記載しています。手続きにおける書類の提出先や記載内容等については、発注者（工事担当課）と工事受注者が十分協議のうえ、適切に対処してください。
- (5) 電力会社の現地確認後、引込線の敷設に街路樹等が支障となり申請時の引込柱とは異なる引込柱から接続されることがあります。異なった引込柱番号で管理すると、将来の契約廃止間違いなどに繋がる恐れがあるため、施工後は「申込書の引込柱番号」と「実際の引込柱番号」が一致していることを、現地又は写真にて確認することが重要です。
- (6) 事故等に伴い、照明灯の撤去や復旧を行う場合は、本ガイドの 2. 工事内容ごとの手続き を参考に必要な手続きを行ってください。

5. 参考資料

参考資料① 指示書作成例【新設申請】

第2号様式

起 案	監督員	係 長	課 長
令和 年 月 日			
決 裁			
令和 年 月 日			

指 示 票 令和 年 月 日			
受注者または ○○電設（株） 現場代理人 ○○ ○○ 監督課 ○○課 監督員 ○○ ○○ 印 以下のとおり、指示します。			
工 事 名	○○線照明灯設置工事		
受 注 者 ま た は 現 場 代 理 人	○○ ○○	受領者の署名または印	印
指 示 事 項 下記照明灯について、電気使用の新設申請を行うこと。新設する照明灯の仕様は図面による。 【照明灯管理番号（○○－○○）申込情報】 ・ 契約名義 △△課 ・ 使用場所 ○区○町○－○ ・ 電話番号 ◇◇◇－◇◇◇◇ ・ 使用用途 □□線照明灯○○－○○ ・ 支払情報 支払方法○○ 名義○○ 住所○○ 電話番号○○ 契約情報は各部署の ルールに則って決定のこと (使用用途は請求書に記載されるため 管理番号等と紐付推奨) 申請前に申込書（確認用）を市監督員へ提出し、本手続きの指示を受けること。			

注）2部複写とし、1部を業者に交付し、1部を控えとする。
控えには必ず受注者または現場代理人の署名または受領印を取ること。

参考資料② 指示書作成例【変更申請】

第2号様式

起 案	監督員	係 長	課 長
令和 年 月 日			
決 裁			
令和 年 月 日			

指 示 票			
令和 年 月 日			
受注者または ○○電設（株）			
現場代理人 ○○ ○○			
監督課 ○○課 監督員 ○○ ○○ 印			
以下のとおり、指示します。			
工 事 名	○○線照明灯改修工事		
受 注 者 又 は 現 場 代 理 人	○○ ○○	受領者の署 名または印	印
指 示 事 項			
下記照明灯について、電気使用の変更申請を行うこと。改修する照明灯の仕様は 図面による。			
【照明灯管理番号（○○－○○）申込情報】 ・お客様番号 00-123-123-12-1234567-00 ・契約名義 △△課 ・使用場所 ○区○町○－○ ・引込柱番号 □□□			
申請前に申込書（確認用）を市監督員へ提出し、本手続きの指示を受けること。			

注）2部複写とし、1部を業者に交付し、1部を控えとする。
控えには必ず受注者または現場代理人の署名または受領印を取ること。

参考資料③ 指示書作成例【廃止申請】

第2号様式

起 案	監督員	係 長	課 長
令和 年 月 日			
決 裁			
令和 年 月 日			

指 示 票			
令和 年 月 日			
受注者または ○○電設（株）			
現場代理人 ○○ ○○			
監督課 ○○課 監督員 ○○ ○○ 印			
以下のとおり、指示します。			
工 事 名	○○線照明灯撤去工事		
受 注 者 又 は 現 場 代 理 人	○○ ○○	受領者の署 名または印	印
指 示 事 項			
下記照明灯について、電気供給設備の撤去申請を行うこと。			
【照明灯管理番号（○○－○○）申込情報】 ・お客様番号 00-123-123-12-1234567-00 ・契約名義 △△課 ・使用場所 ○区○町○－○ ・電話番号 ◇◇◇－◇◇◇◇◇ 郵便物（最終請求書）の届け先 ・住所 ○区○町○－○ ・電話番号 ◇◇◇－◇◇◇◇◇			

注）2部複写とし、1部を業者に交付し、1部を控えとする。
控えには必ず受注者または現場代理人の署名または受領印を取ること。

参考資料④ 工事打合せ簿（工事受注者→工事担当課）

工事打合せ簿

発議者	☐ 発注者 ☒ 受注者	発議年月日	令和 年 月 日
発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☒ 提出 ☐ その他 ()		
業務名	〇〇線照明灯設置/改修工事		
受注者	〇〇電設（株）		
照明灯（管理番号〇〇－〇〇）の電気使用新設/変更申込について ・別紙 申請書（確認用）のとおり手続きして宜しいか。 工事受注者は参考資料⑤の申請書（確認用）を作成して添付する。			
処理・回答	受注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理 します。 年月日： 令和 年 月 日	
	発注者	上記について ☐ 指示 ☒ 承諾 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 受理 します。 ☐ その他	

監督員	係長	課長

現場代理人

工事監督課は決裁後、照明灯管理部署に合議を取り工事受注者へ回答する。

参考資料⑥ 電気ご使用申込書 (完成時)

電気ご使用申込書およびお客さま設備工事設計図

電気の供給について供給条件等を承諾のうえ、次のとおり申込みます。なお、申込手続き及び工事は下記の電気工事会社及び電気工事組合に委託します。

申込先 申込先

お申込内容

ご契約名称 (お客さま) フリガナ 様

ご契約種別

ご使用場所 (〒807-0815)

ご使用用途

お支払者名義 フリガナ 様

料金お支払方法 (〒)

お電話番号

お電話番号

公衆街路灯取付場所

引込線

引込線 No. 067ケ041 現場調査 供給方式 不要 引込線口長 2L 12 引込線 単独 引込方法 直接

引込金物種類 Jフック 有 有 (一般道) 引込高さ 5 施工区分 一般工事

自動点滅器 発電設備

お客さま持ち

設備内訳

機器名	容量	換算容量VA	料金適用容量	灯数	計VA
換口					
1 水銀灯	300.0 W			2 0 2	0
2 LED (入力)	117.0 VA	117	200 W	0 2 0	234
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
合計				2 2 2	234

【九州電力記入欄】

ご契約内容											
換口	10W	20W	40W	60W	100W以上	100のべW	50 VA	(小型機器)	100VA以上	100のべVA	(小型機器台数)
1	0	0	0	0	2	4	0	0	0	0	0

申込 No.
41454873

管理台帳へ記載

お知らせ内容 2025/01/16 完成屋受領

電力会社受付日の記入
がある事を確認お客さま番号
5 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 4 1 7 4 9 1 3 1供給地点特定番号
0 9 0 0 0 0 0 8 2 9 9 7 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0

2025年1月14日

① 2025 年 1 月 14 日

② 年 月 日 ()

③ 年 月 日 ()

④ その他

1 建築工事設計図
2 電気設備工事設計図
3 当用設計図
4 その他

参考資料⑦ 廃止申請手順（九州電力の場合）

The screenshot shows the Kyushu Electric Power Company's website interface. At the top, there are navigation links for '個人のお客さま' (Individual Customers) and '法人のお客さま' (Corporate Customers). A red box highlights the '個人のお客さま' link, with a callout saying '個人のお客様を選択' (Select individual customer). Below this, there are buttons for '引越し・各種手続き' (Moving/Various Procedures), '電気' (Electricity), 'オール電化' (All-electric), and 'インターネットでのお申込み' (Online application). A large banner below these buttons says 'お引越しのお手続きもかんたん！ インターネットでのお申込みはこちら' (Moving procedures are also easy! Apply online here). Below the banner, there is a section titled '建物の解体等による電気供給設備撤去のお申込み' (Application for removal of electrical supply equipment due to building demolition, etc.). A red box highlights the '電気供給設備の撤去' (Removal of electrical supply equipment) button, with a callout saying '電気供給設備の撤去' (Removal of electrical supply equipment). Below this, there is a section titled 'お客さま番号入力（電気）' (Customer number input (Electricity)). A red box highlights the '必須' (Mandatory) label, with a callout saying '指示された必要事項を入力' (Enter the required information as instructed). Below the label, there are input fields for the customer number, with an example: '例) 50 - 100 - 000 - 00 - 1234567 - 31'. At the bottom right, there is a link for 'お客さま番号の確認方法' (How to check your customer number).

個人のお客さまを選択

インターネットでのお申込み

お引越しのお手続きもかんたん！
インターネットでのお申込みはこちら

電気供給設備の撤去

建物の解体等による
電気供給設備撤去
のお申込み
[ご使用停止の方はこちら>](#)

電気供給設備の撤去

お客さま番号入力（電気）

必須

お客さま番号入力

例) 50 - 100 - 000 - 00 - 1234567 - 31

指示された必要事項を入力

[お客さま番号の確認方法](#)

お客さま情報

必須

お名前（ご契約名義）

北九州市

例）個人：九電 太郎／法人：九州電力株式会社
 ✓ OK

建物名

指示された必要事項を入力

の場合は、建物名/部屋番号をご入力

例）キョウデンマンション

必須

フリガナ

キタキョウシュウシ

例）個人：キョウデン タロウ／法人：キョウシュウデンリョク（カ）
 ✓ OK

住居

部屋番号

例）101

① 部屋番号の入力漏れにご注意ください。

必須

お申込み者と
契約名義人の関係

その他

✓ OK

必須

ご契約者電話番号

0000000000

例）0927613031

✓ OK

必須

お名前(お申込み者)

北九工事

例）個人：九電 太郎／法人：九州電力株式会社
 ✓ OK

必須

電話番号区分

事務所

✓ OK

必須

お申込み者連絡先電話番号

0000000000

✓ OK

必須

退去日（ご使用停止日）

2026/08/31

✓ OK

必須

お申込み者電話番号区分

携帯

✓ OK

① できる限り日中に連絡がつく連絡先をご入力ください。

必須

退去予定時間帯

選択された退去予定時間帯以降は、電気をご使用になれません。
 17時以降もご使用になる場合は、ご使用停止日を翌日に設定してください。

12時まで

✓ OK

必須

電子メールアドレス

受付完了のお知らせをメールにてお送りします。

例）kyuden_taro@kyuden.co.jp

✓ OK

① メールを受信拒否を設定している場合は、送信元ドメイン「kyuden.co.jp」からのメール受信を許可するよう設定してください。

① 「.」は先頭および「@」の直前への入力、連続する入力はできません。

必須

供給設備撤去希望日

2026/08/31

✓ OK

必須

撤去希望時間帯

PM

✓ OK

ご使用場所住所

必須

郵便番号
(半角ハイフンなし)

郵便番号で検索ください。

8030813

例）8900001

✓ OK

検 索

必須

立会要否

不要

要

✓ OK

最終の電気料金請求書が届く住所

確認されました

戻る

移転先入力へ

必須

都道府県・市区町村
(・丁目)

福岡県北九州市 小倉北区内

必須

番地号

1-1

例）1-1

✓ OK

最終料金のお支払方法

前回の検針日からご使用停止までの

現在、口座振替またはクレジット

用紙「SMS決済」に変更できま

また、振込用紙の送付先のご住所

な、振込用紙に変更した場合は、一部の料金プランにおいて振込用紙の発行手数料（220円）が発生します。

振込用紙の発行手数料が発生する料金プランはこちら

最終料金の支払方法を選択して
確認画面に遷移後、確定必須
お支払方法

現在の支払方法と同じ

振込用紙に変更

SMS決済に変更

✓ OK

指示が無ければ現在の
支払方法と同じ

② ご入力頂く個人情報の利用目的

参考資料⑧ 廃止証明書（九州電力の場合）

発行日 2026年7月13日

御中

九州電力株式会社 小倉営業所

廃止証明書

九州電力をご利用いただきありがとうございました。

電気ご契約廃止につきまして、以下のとおり証明いたします。

今後とも九州電力をご愛顧いただきますよう、よろしくお願いいたします。

ご契約名義	
ご使用場所住所	福岡県北九州市
お客さま番号	
供給地点特定番号	
ご契約種別	公衆街路灯 A
ご使用用途	—
廃止日	2026年5月15日

九電ネクスト株式会社

北九州契約・料金センター 低圧受付系列

担当： 電話：0120-639-451

[営業時間] 平日9：00～17：00